

熊野町運送事業者等 燃油価格高騰対策支援金

燃油価格高騰の影響を受けている運送事業者等の事業の維持・継続を支援するため、熊野町内の事業所等で道路運送事業等を営む中小企業者に支援金を給付します。

申請期間

令和4年10月3日（月）～同年12月16日（金） ※消印有効

対象者

以下の要件すべてに該当している中小企業者（個人事業者を含む）

- ✓ 令和4年10月1日時点で対象事業に必要な許可等を有し、交付申請時点で町内の本社又は営業所等で当該事業を営んでいること
- ✓ 交付申請後も町内で当該事業を継続する意思があること
- ✓ 町内の本社又は営業所等で対象車両を有していること
- ✓ 町税等の滞納がないこと
- ✓ 法令及び公序良俗に反していないこと
- ✓ 熊野町暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当していないこと

対象事業	対象車両	支援金額
トラック運送事業 （貨物自動車運送事業）	事業用車両 （緑・黒ナンバー）	対象車両1台につき 一律 5 万円
貸切バス事業 （一般貸切旅客自動車運送事業）		対象車両1台につき 一律 2 万円
タクシー・介護タクシー事業 （一般乗用旅客自動車運送事業）		一律 2 万円
自動車運転代行業	登録車両 （随伴車両）	一律 2 万円

※対象は、自動車検査証で熊野町内を使用の本拠としている事業用車両（リース含む）
※二輪及び被けん引車を除く

申請書類・問合せ先等は裏面をご覧ください。

必要書類

提出前に必要書類が揃っているか必ず確認をお願いします。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、申請書類は原則郵送で提出してください。

提出書類		トラック運送事業 貸切バス事業 タクシー・ 介護タクシー事業	自動車運転 代行業
1	交付申請書兼請求書（様式第1号）	○	○
2	交付対象車両一覧（様式第2号）	○	○
3	必要な許認可を受けていることが確認できる書類		
	運輸局からの許可証等の写し（貨物軽自動車運送事業は、運輸局への事業経営届出書等の写し）	○	
	公安委員会からの認定書の写し		○
4	町内の事業所で対象事業を実施していることが確認できる書類		
	運輸局へ提出した直近の事業計画（変更）認可申請書、直近の実績報告書の写し 等	○	
	運転代行業保険又または共済証書の写し 等		○
5	対象車両全てに係る車検証の写し	○	○
6	【法人】現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し	○	○
	【個人事業者】本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し		
7	住民税等に滞納がないことを証明する書類（申請日前3か月以内に発行されたもの） （※）町外に住所を有する個人事業者の場合のみ	○ （※）	○ （※）
8	振込先口座の通帳の写し （申請者（代表者）本人名義の通帳の表紙及び1、2ページ目の写し）	○	○

申請・問合せ先

制度詳細や様式データは、QRコードからご確認ください。

熊野町役場政策企画課 「運送事業者等支援金担当」

〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

電話：082-820-5634 FAX：082-854-8009

（受付：月～金 8:30～17:15（土日祝日を除く））



熊野町HP